

扉の向こうに物語がある...

誇れる大地。夢ひらくまち けんぶち

# 第4期剣淵町総合計画 後期実施計画書

(平成18年度～平成22年度)



平成19年2月13日改訂

北海道剣淵町

## 第4期剣淵町総合計画（実施計画）

### 目次

#### 実施計画の基本的な考え方

1．実施計画の趣旨 .....	(1)
2．実施期間と運用 .....	(1)
3．対象とする事務事業 .....	(1)
4．総合計画と予算・決算との連携強化 .....	(2)

#### 事務事業概要

##### 第1章 にぎわいと交流を創るまち

1．生活基盤の充実 .....	1
2．進展する地域産業 .....	2
3．にぎわいの場づくり .....	2

##### 第2章 恵みの大地を活かす農業

1．生産性の高い農業の推進 .....	4
2．明日の農業を築く基礎づくり .....	4

##### 第3章 美しい風景と快適な住環境

1．快適な住環境づくり .....	6
2．環境に配慮したまち .....	6
3．安心して暮らせるまち .....	6

##### 第4章 心と発想の豊かさが育む地域社会

1．地域福祉社会の確立 .....	8
2．保健・医療の充実 .....	9
3．生涯学習の推進 .....	9
4．健やかな子どもたちの育成 .....	11

##### 第5章 結束力と行動力が築く明日のけんぶち

1．まちづくり活動の推進 .....	14
2．まちづくりを支える行財政 .....	14

（その他） .....	16
-------------	----

事務事業費総括表 .....	18
----------------	----

## 実施計画の基本的な考え方

### 1. 実施計画策定の趣旨

総合計画は、市町村が、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、地方自治法に基づいて作成するものです。それぞれの市町村における様々な計画の最上位の計画になります。

実施計画は、剣淵町の将来像の実現に向け、施策（目的ごとにめざすべき姿）を具体化するための事務や事業の計画をまとめたものです。

この計画を基にして、剣淵町の予算が作られています。

### 剣淵町の将来像

剣淵町は、町民と行政とが一体となった、『**パートナーシップによるまちづくり**』を進めていきます。



### 2. 計画期間と運用

後期における計画期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 か年とします。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化や地方分権社会における行政のあり方、行財政改革の推進などに応じて必要な見直しを行うとともに、地域における行政を自主的かつ自立的に実施できるように運用を図り、これからのまちづくりや行財政運営をすすめるための指針としていきます。

### 3. 対象とする事務事業

実施計画に掲載される事務事業の範囲は、剣淵町が主体の事務や事業のほか、国、北

海道、民間などが実施主体となる事務や事業で、すべての事務事業を対象としています。  
(実施計画 = 予算・決算)

なお、基本計画に位置づけられていない事務事業については、「その他」という区分を作成して掲載しています。

#### 4. 総合計画と予算・決算との連携強化

最上位計画である総合計画の重要性を認識するとともに、総合計画と予算・決算との関わり(関連性・整合性)を明らかにした後期実施計画を推進します。

具体的には、施策ごとに示した事務や事業(実施計画)の内容について、毎年度、予算作成の前に見直しを行うとともに、通常の前年度・決算とは別に、事務事業を反映する総合計画と連動した予算・決算(事務事業別予算・決算)を作成して、総合計画の基本計画や予算・決算との連携の充実・強化を図り、計画の適正な進行管理に努めます。

#### 〔後期実施計画の見方〕

区分	「基本計画」に掲げた施策区分を用いて表しています。
事務事業名等	施策の実現に向けて実施する「事務」や「事業」の名称です。 (以下、「事業等」という。)
担当課名	の事業等を主体的に担当する役場の部署を示します。
事業年度	事業等を実施(予定)する年度ごとに、それぞれの事業等に要する経費 <sup>1</sup> を計上しています。 なお、「23年度以降」の欄にあっては、当該事業等の23年度以降における方向性 <sup>2</sup> を記載しています。

#### 1 事業等に要する経費(「0」と「-」の違い)

- ・「0」 ... 当該年度に事業等を実施しているが、実施に伴う経費が0円の場合
- ・「-」 ... 当該年度に事業等を実施していない場合

#### 2 当該事業等の23年度以降における方向性

事業等の23年度以降における方向性は、「継続」「実施」「中止」「廃止」「要協議」の5つの事由から構成します。

- ・「継続」 ... 23年度以降も引き続き実施を予定する事業等
- ・「実施」 ... 隔年または数年おきに実施される事業等  
もしくは、23年度以降(おおよそ27年度まで)に実施を予定する事業等
- ・「中止」 ... 23年度以降の実施を中止する事業等
- ・「廃止」 ... 既に完了している、または、廃止を予定している事業等
- ・「要協議」 ... 事業等の内容などについて、今後の行政改革等で調査・研究する必要があると思われる事業等